

平成27年度～
平成29年度の

介護保険料が決まりました。

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込み量等に基づき、介護保険料を算定しています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、下記のとおり本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により所得に応じた保険料の設定をしております。

平成24～26年度の第5期保険料額からの変更点は、次の2点です。

- 平成27年度からの第6期保険料は、要介護認定者数の増や第1号被保険者の負担割合の変更などの影響により、第5期と比べて14.6%増となっています。
- 平成27・28年度は、第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減強化を行います。平成29年度からは、更に拡大し第1段階から第4段階の方の保険料軽減強化を行う予定です。

平成27～29年度介護保険料の計算方法

基準となる月額保険料 6,758 円 × 12 月 = 年額 81,096 円（基準額）

基準額（81,096 円） × 所得に応じた割合（0.35～2.00）

保険料段階	対象者		平成27・28年度		平成29年度（予定）	
			割合	年額	割合	年額
第1段階	○ 高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○ 生活保護の受給者		0.50	40,548円	0.35	28,384円
第2段階	本人が市町村民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	40,548円	0.35	28,384円
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	0.65	52,713円	0.50	40,548円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.75	60,822円	0.70	56,768円
第5段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	68,932円	0.85	68,932円
第6段階	本人が市町村民税課税者がある方	第5段階以外の方	1.00	81,096円	1.00	81,096円
第7段階		本人の合計所得金額が125万円以下の方	1.10	89,206円	1.10	89,206円
第8段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.25	101,370円	1.25	101,370円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	121,644円	1.50	121,644円
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.75	141,918円	1.75	141,918円
第11段階		本人の合計所得金額が700万円以上の方	2.00	162,192円	2.00	162,192円